

国民年金だより

平成24年10月から 後納制度が始まりました!

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある方は、お申し込みにより、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り**、国民年金保険料を納付できる期間が過去2年から10年に延長されます。

後納制度を利用し、不足していた期間の保険料を納めた場合、年金の受給資格を得られる場合があります!

後納制度のご利用を希望される方は、徳島南年金事務所（☎088・652・3114）まで申込書を提出してください。



【お問い合わせ先】 国民年金保険料専用ダイヤル
ナビダイヤル 0570・011・050
※ 基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方
10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間をお持ちの方
- ② 60歳以上65歳未満の方
①の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
- ③ 65歳以上の方
年金受給資格がなく、任意加入中の方など
※ 老齢基礎年金を受給している方はお申し込みできません。

注意事項

- ☆ お申し込み後に、納付可能期間を審査します。審査には時間がかかることがありますので、期限に余裕を持ってお申し込みください。
- ☆ 過去3年度以前の後納保険料については、当時の保険料額に加算額が付きまます。
(例) 平成24年度に納付する場合
 - ・ 平成21年度分以前は、当時の保険料+加算額
 - ・ 平成22年度分以降は、当時の保険料のみ
- ☆ 後納制度をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち最も古い分から納めていただきます。

平成24年度 後期 技能検定試験

12月から2月にかけて、実技試験と学科試験が県内各会場で実施されます。

【職種】

機械保全など42職種

【受付期限】

10月12日(金)まで



【お問い合わせ先】

徳島県職業能力開発協会
☎088・663・2316

建設業退職金共済制度

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといういわば業界全体での退職金制度のことです。
詳しくは、『建退共』で検索、または建設業退職金共済事業徳島支部（☎088・622・3113）まで。

中小企業退職金共済制度

短時間労働者（パートタイマーなど）の方のための特例掛金月額も用意されています。また、国による掛金助成や税法上の優遇も受けられます。

詳しくは、『中退共』で検索、または中小企業退職金共済事業本部（☎03・6907・1234）まで。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 退職金制度のご案内

